恐れ乍ら始末書を以て申上げ奉り候

山梨郡上万力村外六ヶ村役人申上げ奉り候、今般甲州道中栗原宿御伝馬惣代、佐々木道太郎様御代官所八代郡唐柏村長百姓弥五郎外一人より私ども村々へ相掛り、御伝馬勤め方に付け御利害願上げ奉り候一件、私ども召出され御糾しござ候間、始末左に申上げ奉り候。

右は去る卯年六月中、五街道御取締として御廻宿御掛り町田孫四郎様・荻野寛一様御廻宿これ有り、宿方并に助郷村々去る天保辰巳亥子丑五ヶ年分人馬遣い払い御調べこれ有り候に付、右年限中御免状并に夫銭帳卯年家数人数村高御伝馬勤め高等取調べ、助郷村々一同右宿問屋場罷り出候処、六月十日御掛り御役人中様右宿へ御着きござ候処、村々愚案勝ちの者どもに付き、御用弁え兼ね候義と存じ惣代相立て御取調べ請け候処、年中立会い惣代に之れ有り哉の旨御尋ねござ候に付、当宿助郷村々の義は是れまで年中立会い惣代取極め候儀一切ござなく、宿方御伝馬に付助郷より人馬差出方等の義御取調べの節は、其の度々惣代相立ち御用済に相成り、今般迚（とても）御調べに付け惣代相立て候義の旨申上げ候、同月十三日御用済みに相成り、村々帰村仰せ付けられ、御廻宿御役人様方御出立つに相成り候間、向後は取締方々の義、助郷村々評議これ有り候処、山梨郡石和宿御支配所并に田安様御領知村々の義は、是迄迚宿方において取締まらずの儀はこれなき候えども、別段取締り方の儀評議にも及ばざる旨これ引取り申し、八代郡村々の義は是悲取締方評

議致したき由これ申すに付、当御領村々の義も一同評議致し、以来年限り二月朔日右問屋場へ罷越し、年中御触当て人馬遣い払い并に不用人馬相立て候分突合せ、年々平均見合せ候様致すへく旨決評致し、規定書取り候ても宿方役人へも掛合いの上、村々規定連印致し相廻し、留り村よりその節最寄惣代へ相返し候筈を以て、相廻し候義に付、去る巳年村々右宿方へ罷り越し突合せ取調べ見候処、不正の廉もこざなく、然る処八代郡惣代より助郷村々評議致し度き旨を以て、川田村へ会合相附候間罷り越し候処、右年中立会い致し見たき趣評議これ有り候えども、前文次第に付一同仕らず候えども、尚又昨年中度々掛合いこれ有り候えども、一同仕らずに付、宿方においては不平取り斗からい方これ有る趣申し聞き候間、右宿方へ罷り越し突合わせ取調べの上否挨拶致すべき旨これを申し、右宿方罷り越し、去る巳年迄取調べ見候えども、何にても不正の取り計らいこれなく候間、その節八代郡惣代へも右の挨拶および候義にて、一躰御伝馬宿へ立会いの義は村々より人馬差出し候節、才領を兼立会いの者一人づつその時々村限り差出し見届け、人馬遣い払い并に不用人馬相立て候義は、時々見届け承知罷り在り候義に之れ在り候えば、別段費え相掛け無益の立会い、惣代年中差出し候は迷惑に存じ候、然れども宿方において不正のとり計い致し候えば、何時成りとも立会い惣代差出すべく候ども、当節において不正の取計い之れ有り候わば曽て存じ申さず、はて又八代郡惣代ども取調べ突合せに差支えの趣申立て候えども、勤め高等村々弁え居り候儀に付、取調べ方において差支えべく謂われこ

れなく、且つ亦惣代相立て立会わず候ては、御廻宿の節御役人中様より仰せ渡され候御趣意に相い振り候旨申立て候えども、既にその節差上け候五ヶ年取調書を以て、年中惣代等相立て候儀はござなく旨、私ども村々に限らず、助郷一同書上げ候義に付、惣代相立てず候ても敢て御趣意に振り候にはこれ有る間敷きと存じ奉り候、恐れ乍ら右の段訳聞き召され、是れ迄仕来り候趣訴訟方にても相い守り、相互に無益の費え等相立てず候様、御利害仰せ聞かされ下し置かれ候様願い上げ奉り候。右の趣御聞き済み成し下し置かれ候わば、有難き仕合せに存じ奉り候。

月　日

山梨郡

正徳寺村代兼

恐れ乍ら始末書を以て申上げ奉り候

山梨郡上万力村外六ヶ村役人申上げ奉り候、今般甲州道中栗原宿御伝馬惣代、佐々木道太郎様御代官所八代郡唐柏村長百姓弥五郎外一人より私ども村々へ相掛り、御伝馬勤め方に付け御利害願上げ奉り候一件、私ども召出され御糾しござ候間、始末左に申上げ奉り候。

右は去る卯年六月中、五街道御取締として御廻宿御掛り町田孫四郎様・荻野寛一様御廻宿これ有り、宿方并に助郷村々去る天保辰巳亥子丑五ヶ年分人馬遣い払い御調べこれ有り候に付、右年限中御免状并に夫銭帳卯年家数人数村高御伝馬勤め高等取調べ、助郷村々一同右宿問屋場罷り出候処、六月十日御掛り御役人中様右宿へ御着きござ候処、村々愚案勝ちの者どもに付き、御用弁え兼ね候義と存じ惣代相立て御取調べ請け候処、年中立会い惣代に之れ有り哉の旨御尋ねござ候に付、当宿助郷村々の義は是れまで年中立会い惣代取極め候儀一切ござなく、宿方御伝馬に付助郷より人馬差出方等の義御取調べの節は、其の度々惣代相立ち御用済に相成り、今般迚（とても）御調べに付け惣代相立て候義の旨申上げ候、同月十三日御用済みに相成り、村々帰村仰せ付けられ、御廻宿御役人様方御出立つに相成り候間、向後は取締方々の義、助郷村々評議これ有り候処、山梨郡石和宿御支配所并に田安様御領知村々の義は、是迄迚宿方において取締まらずの儀はこれなき候えども、別段取締り方の儀評議にも及ばざる旨これ引取り申し、八代郡村々の義は是悲取締方評

議致したき由これ申すに付、当御領村々の義も一同評議致し、以来年限り二月朔日右問屋場へ罷越し、年中御触当て人馬遣い払い并に不用人馬相立て候分突合せ、年々平均見合せ候様致すへく旨決評致し、規定書取り候ても宿方役人へも掛合いの上、

月朔日右問屋場へ罷越し、年中御触当て人馬遣い払い并に不用人馬相立て候分突合せ、年々平均見合せ候様致すへく旨決評致し、規定書取り候ても宿方役人へも掛合いの上、村々規定連印致し相廻し、留り村よりその節最寄惣代へ相返し候筈を以て、相廻し候義に付、去る巳年村々右宿方へ罷り越し突合せ取調べ見候処、不正の廉もこざなく、然る処八代郡惣代より助郷村々評議致し度き旨を以て、川田村へ会合相附候間罷り越し候処、右年中立会い致し見たき趣評議これ有り候えども、前文次第に付一同仕らず候えども、尚又昨年中度々掛合いこれ有り候えども、一同仕らずに付、宿方においては不平取り斗からい方これ有る趣申し聞き候間、右宿方へ罷り越し突合わせ取調べの上否挨拶致すべき旨これを申し、右宿方罷り越し、去る巳年迄取調べ見候えども、何にても不正の取り計らいこれなく候間、その節八代郡惣代へも右の挨拶および候義にて、一躰御伝馬宿へ立会いの義は村々より人馬差出し候節、才領を兼立会いの者一人づつその時々村限り差出し見届け、人馬遣い払い并に不用人馬相立て候義は、時々見届け承知罷り在り候義に之れ在り候えば、別段費え相掛け無益の立会い、惣代年中差出し候は迷惑に存じ候、然れども宿方において不正のとり計い致し候えば、何時成りとも立会い惣代差出すべく候ども、当節において不正の取計い之れ有り候わば曽て存じ申さず、はて又八代郡惣代ども取調べ突合せに差支えの趣申立て候えども、勤め高等村々弁え居り候儀に付、取調べ方において差支えべく謂われこれなく、且つ亦惣代相立て立会わず候ては、御廻宿の節御役人中様より仰せ

渡され候御趣意に相い振り候旨申立て候えども、既にその節差上け候五ヶ年取調書を以て、年中惣代等相立て候儀はござなく旨、私ども村々に限らず、助郷一同書上げ候義に付、惣代相立て

何時成りとも立会い惣代差出すべく候ども、当節において不正の取計い之れ有り候わば曽て存じ申さず、はて又八代郡惣代ども取調べ突合せに差支えの趣申立て候えども、勤め高等村々弁え居り候儀に付、取調べ方において差支えべく謂われこれなく、且つ亦惣代相立て立会わず候ては、御廻宿の節御役人中様より仰せ渡され候御趣意に相い振り候旨申立て候えども、既にその節差上げ候五ヶ年取調書を以て、年中惣代等相立て候儀はござなく旨、私ども村々に限らず、助郷一同書上げ候義に付、惣代相立てず候ても敢て御趣意に振り候にはこれ有る間敷きと存じ奉り候、恐れ乍ら右の段訳聞き召され、是れ迄仕来り候趣訴訟方にても相い守り、相互に無益の費え等相立てず候様、御利害仰せ聞かされ下し置かれ候様願い上げ奉り候。右の趣御聞き済み成し下し置かれ候わば、有難き仕合せに存じ奉り候。

月　日

山梨郡

正徳寺村代兼